

【2-4-1-8】

学生用アカウント利用規程

令和元年7月24日制定・施行
令和6年4月1日最終改正

(目的)

第1条 この規程は、高野山大学(以下「本学」という。)が学生に提供する学生用アカウントの利用に関して必要な事項を定めるものである。

(管理者)

第2条 学生用アカウントの管理・運営は、総務課及び学務課学生サポート係が行うものとする。

(利用者の資格)

第3条 学生用アカウントを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、本学の学生及び科目等履修生、聴講生に限られる。

2 次の各号に該当する者は、利用資格を失う。

- (1) 学費を納入していないもの
- (2) 退学、除籍されたもの
- (3) ポリシーで定める事項、公的良俗に反し、人権侵害、迷惑行為を成したもの
- (4) その他、学生サポート係が利用不相当と認め、学生部協議会が承認したもの

(利用できる期間)

第4条 学生用アカウントを利用できる期間は、以下に定める。

- (1) 学生は、在籍中と離籍後30日間に限る。ただし、本人からの延長申請があった場合離籍後60日間まで延長することができる。
- (2) 科目等履修生及び聴講生は、それぞれの申し込み年度内に限る。

(ポリシー等の遵守)

第5条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学の提供するアカウントは学修や学生生活、教育、研究活動等、本学に関わる諸活動に必要な場合のみ使用することとし、私的目的のためにしないこと。
- (2) 利用者は、他人のアカウントを使用しないこと。又自己のアカウントを他人に使わせないこと。
- (3) 利用者は、パスワードを推察されにくいものにし管理に留意すること。
- (4) 利用者は、必要以上に電子メールアドレスを公表、又は通知しないこと。
- (5) 公共のパソコン等でアカウントにログインした場合は必ずログアウトすること。
- (6) 公序良俗に反すること、人権侵害、迷惑行為をしないこと。

第6条 管理者は、利用者が本利用規程の定め違反したときは、当該利用者の利用を停止することができる。

2 利用者が本利用規程等の定め違反したときは、本学学則第34条に則り懲戒処分に附することができる。

(利用者の責任)

第7条 学生用アカウントの利用に関しては、利用者が次に示すような責任を負うものとする。

- (1) 利用者は、学生用アカウントを利用して行行情報発信などで生ずる問題の責任を負うこと。
- (2) 利用者は、学生用アカウントを利用して行行情報発信などで問題が生じないように適正な努力を払うこと。
- (3) 利用者は、定期的に電子メール等の受信確認を行うこと。
- (4) 利用者の行為によって、本学に損害を与えた場合、損害賠償等の措置に応じなければならない。

(障害等対応・利用者対応)

第8条 学生用アカウントに関する障害等への対応及び利用者からの問い合わせの対応は、原則として高野山大学の定める正規の勤務時間内とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生用アカウントの利用に関し、必要な事項は、別に定める。

(改廃手続)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。この規程の改廃に際し、学長は学生部協議会に意見を聴くことができる。

(所管部署)

第11条 この規程の施行および改廃に係る事務の主管は、学務課学生サポート係とする。

附 則

この規程は、令和元年7月24日に制定し、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。